

横手市小規模修繕等契約希望者登録制度の運用基準

第一 目的

この運用基準は、横手市小規模修繕等契約希望者登録要領（以下「要領」という。）に規定する運用の基準について必要な事項を定め、もって小規模修繕等発注の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第二 見積徴収方法

小規模修繕等について見積を徴収する場合の一般的基準は、緊急を要する修繕等を発注する場合を除き、次に掲げる内容に留意する。

ア 見積を徴収できる事業者は、横手市小規模修繕等契約登録名簿（以下「登録名簿」という。）に掲載された名簿登載者とする。

イ 専門性並びに施工能力については的確に把握し、修繕等の性格に応じた事業者を選定するものとする。

ウ 既発注修繕等の見積回数、今後発注予定の修繕等の状況及び内容を考慮し、出来得る限り見積の均等・平準化を図る。

エ 特に手持修繕等の状況と技術職員の数、また、調達能力等に支障がないか等の総合的な判断を行うものとする。

2 見積を徴収する場合には、次の各号の一に該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

一 発注修繕等の施工場所付近に事業所を有する者

二 発注修繕等と同種の修繕を専業とする者

三 既発注修繕等の施工が優秀な者

第三 見積徴収の制限

事業者選定にあたり信用度の判断基準として、次のいずれかに該当する者は、見積徴収を差し控えるものとする。

一 市税又は社会保険料を滞納している者

二 賃金等の支払が滞っている者

三 銀行取引停止や主要取引先から取引停止の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者

四 修繕等の履行が不誠実である者

五 その他、施設を所管する担当者等の会議で不適正・不誠実な行為等があると認められた者

第四 見積徴収業者数

適正な競争力の確保を図る観点から見積徴収業者は二名以上を原則として行なう。